

松山市無料低額宿泊所指導検査要綱

令和7年1月6日制定

(指導検査等の目的)

第1条 無料低額宿泊所に対する指導検査は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第70条の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営にかかる事項について検査等を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業運営を図るものであること。

(指導検査方法等)

第2条 無料低額宿泊所に対する検査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 指導検査は、「一般検査」及び「特別検査」とし、松山市において、関係書類を閲覧するとともに関係者からの聴取により行い、効果的な実施に努めること。

ア 一般検査

一般検査は、原則としてその業務全般について毎年度1回実地調査により実施する。ただし、無料低額宿泊所であって適正な運営がおおむね確保されていると認められるものは3箇年に1回実地検査を行うなど計画的に実施すること。また、新たに設置された無料低額宿泊所に対する一般検査は、設置された年度又はその次年度に実施すること。

一般検査の実施に当たっては、主に別紙「無料低額宿泊所指導検査事項」に記載した事項について、実施状況等を確認すること。

イ 特別検査

特別検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別検査を実施すること。

(ア) 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導検査において指摘された問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導検査計画等

一般検査の実施に当たっては、実施計画を策定するなど、計画的に実施するこ

と。

なお、一般検査の実施に当たっては、前年度の検査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的实施について十分留意すること。

(指導検査後の措置)

第3条 無料低額宿泊所に対する指導検査後の措置は、次のとおりとする。

(1) 指導検査結果の通知等

指導検査の終了後は、施設長等の関係職員の出席を求め、指導検査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で改善を指示した事項については、その内容に応じて期限等を付して具体的な改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じて、実地においてその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

第1号の指導検査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第71条の規定による改善命令等所要の措置を講じること。

付 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。